

2022年7月11日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット  
代 表 者 代表取締役社長 榎本 誠一  
(コード番号: 7552 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役執行役員経営企画室長  
石丸 裕之  
電 話 番 号 03-3847-0410

## 業績連動型株式報酬制度（BBT）の導入及び株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日付で公表した「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「BBT信託」といいます。）の導入、及び株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年7月27日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 451,200株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,555円
(4) 処 分 総 額	701,616,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月11日付でBBT制度の導入を公表し、その後、2022年6月23日開催の第54期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（BBT制度の概要につきましては、2022年5月11日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2022年5月23日付「新たに導入する業績連動型株式報酬制度についての補足説明に関するお知らせ」をご参照下さい。）

また、当社は、2017年12月11日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP制度」といい、J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP信託」といいます。）を導入しております。（J-ESOP制度の概要につきましては、2017年12月11日付「管理職層に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

せ」及び2018年5月11日付「管理職層に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。).

本自己株式処分は、BBT 制度及び J-ESOP 制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、及び、J-ESOP 制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を J-ESOP 信託が取得すべく、J-ESOP 信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（同等の者を含みます。）並びに当社子会社の一部の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役及び執行役員（同等の者を含みます。）並びに当社子会社の一部の取締役をあわせて「対象役員」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）及び「株式給付規程」に基づき当社及び当社グループ会社の管理職である従業員（以下「管理職層」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するものの合計（451,200株）であり、2022年3月31日現在の発行済株式総数24,050,000株に対し1.88%（2022年3月31日現在の総議決権個数220,965個に対する割合2.04%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

### 3. 本信託の概要

#### （1）BBT 信託の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| ①名称           | : 株式給付信託（BBT）   |
| ②委託者          | : 当社  |
| ③受託者          | : みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)                         |
| ④受益者          | : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者                                 |
| ⑤信託管理人        | : 当社と利害関係のない第三者を選定  |
| ⑥信託の種類        | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ⑦BBT 信託契約の締結日 | : 2022年7月27日  |
| ⑧金銭を信託する日     | : 2022年7月27日  |
| ⑨信託の期間        | : 2022年7月27日から信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、BBT 制度が継続する限り信託は継続します。) |
| ⑩信託設定日        | : 2022年7月27日  |
| ⑪信託金額         | : 515,016,000円  |
| ⑫取得する株式の種類    | : 当社普通株式  |
| ⑬取得株式数        | : 331,200株  |
| ⑭株式の取得日       | : 2022年7月27日  |
| ⑮株式取得方法       | : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得                               |

## (2) J-ESOP 信託の概要及び J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

- ①名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 管理職層のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社の従業員から選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦J-ESOP 信託契約の締結日 : 2018 年 5 月 31 日
- ⑧金銭を信託した日 : 2018 年 5 月 31 日
- ⑨信託の期間 : 2018 年 5 月 31 日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP 制度が継続する限り信託は継続します。)
- ⑩追加信託日 : 2022 年 7 月 27 日
- ⑪追加信託金額 : 175, 100, 000 円 (注)
- ⑫取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ⑬取得株式数 : 120, 000 株
- ⑭株式の取得日 : 2022 年 7 月 27 日
- ⑮株式取得方法 : 当社の自己株式処分 (本自己株式処分) を引き受ける方法により取得

(注) J-ESOP 信託は、追加信託金額 (175, 100, 000 円) 及び信託財産に属する金銭 (11, 500, 000 円) の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

## 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1, 555 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1, 555 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1, 568 円 (円未満切捨) に対して 99. 17% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1, 545 円 (円未満切捨) に対して 100. 65% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1, 542 円 (円未満切捨) に対して 100. 84% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。